

第 17 回（2021 年度）

APEC アーキテクト

新規審査申請総合案内書

日本 A P E C アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局

公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 03(6261)3310（代表）

[2021 年 3 月]

この総合案内書は、APEC^{*1}アーキテクト中央評議会^{*2}が定めるAPECアーキテクトに登録を希望する方に対し、審査の申請方法等について案内するものです。

APECアーキテクトの審査申請に関して不明な点がございましたら、日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会^{*3}事務局（公益財団法人建築技術教育普及センター（企画部））へお問い合わせ下さい。

<注釈>

- *1. APEC：アジア太平洋経済協力会議。日・北米・豪・中・韓・ASEAN(東南アジア諸国連合) 各国・地域などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して1989年設立。
- *2. APECアーキテクト中央評議会：APECアーキテクト・プロジェクトの中央組織であり、各エコノミー^{*5}のモニタリング委員会の代表により構成される委員会。2005年5月の会議にて設立。
- *3. 日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会：APECアーキテクトの審査・登録等を行うため、関係4省^{*4}の申し合わせに基づき設立された委員会。
- *4. 関係4省：法務省、外務省、文部科学省及び国土交通省
- *5. エコノミー：国や地域を意味する。

目 次

§ 1. APEC アーキテクトについて	
1-1 APEC アーキテクトとは	3
§ 2. 新規の審査・登録	
2-1 申請から登録までの流れ	5
2-2 対象	5
2-3 審査の内容	5
2-4 審査方法	7
2-5 第 17 回の審査から登録までのスケジュール	7
2-6 審査の申請	8
2-7 審査手数料	9
2-8 審査結果の発表	9
§ 3. 新規の登録手続き	
3-1 登録の方法	10
3-2 登録手数料	10
3-3 登録の有効期間	10
3-4 登録証	10
3-5 登録者名簿	10
3-6 実務経験等のウェブサイトにおける公表	10
§ 4. 更新の登録	
4-1 更新登録のための審査方法	11
4-2 再登録	12
4-3 更新の登録	12
§ 5. 継続的な専門能力開発について	12
§ 6. 監査・制裁措置等	12
§ 7. 問合わせ先	13

§ 1. APEC アーキテクトについて

1-1. APEC アーキテクトとは

(1) APEC アーキテクト・プロジェクト

APEC アーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を APEC 域内で統一に行う事業であり、APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。

APEC アーキテクトとなるには、次に示す APEC アーキテクトに共通の4つの要件等について、自国の審査機関の審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を受ける必要があります。

このため、我が国では関係省（法務省、外務省、文部科学省及び国土交通省）の申し合わせに基づき、日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会（以下、モニタリング委員会）（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」）という。）を設置し、本プロジェクトの運営を行っています。

APEC アーキテクトとして登録を受けた方は、アーキテクトとしての能力が他のエコノミー（エコノミーとは、国や地域を意味します。以下同様。）の同アーキテクトと実質的に同等であることが証明され、APEC 域内に共通の APEC アーキテクトという称号を国の内外で用いることが可能となります。また、我が国のみならず、他のエコノミーにおいても、アーキテクトとしての能力があると見なされることが期待されています。さらに、他のエコノミーにおける資格取得について、通常外国のアーキテクトに課される審査や条件等が別途課せられるものの、APEC アーキテクトとして登録を受けることによって課せられる資格試験等の一部が免除され、資格取得が容易になる可能性があります。

登録者の氏名や勤務先等はモニタリング委員会が管理するウェブサイト上の登録者名簿に掲載され、広く一般に紹介されます。

なお、関係エコノミーとの相互認証協議の状況については、センターのホームページ等にて随時お知らせいたします。

(2) APEC アーキテクトの要件（各エコノミー共通の要件）

APEC アーキテクトになるためには下記の要件を満たす必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること。② 登録/免許前に合計2年間の実務経験を有していること③ アーキテクト*として登録されていること④ アーキテクト*として登録された後、7年間以上の実務経験を有していること。うち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクト*としての実務経験が3年以上であること。 <p>※ なお、新規の登録の際に、直近の2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない APEC アーキテクト登録希望者は、継続的な専門能力開発の実施が必要になります。</p> |
|--|

さらに、次の項目に同意しなければなりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自国及び実務を行う相手エコノミーの専門家の行動規範を遵守すること。 |
|---|

また、APEC アーキテクトであり続けるためには次の要件を満たす必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること。 |
|---|

<注釈>* アーキテクト：我が国においては一級建築士が該当します。

(3) 各エコノミーの参加状況

現在、APEC アーキテクト・プロジェクトには、14 のエコノミー（オーストラリア、カナダ、中国、香港、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、米国）が参加しています。なお、今後、参加エコノミーについては、拡大される可能性があります。

(4) 二国間相互受入覚書等の締結状況

現在、日本は、オーストラリアとの間で「APEC アーキテクト日豪二国間相互認証協定」（2008 年 7 月 10 日）、ニュージーランドとの間で「APEC アーキテクト日本・ニュージーランド二国間相互受入れ覚書」（2009 年 7 月 14 日）を締結しており、日本で登録した APEC アーキテクトはオーストラリア及びニュージーランドにおいてアーキテクト資格を取得しようとする場合に、審査が合理化されます。

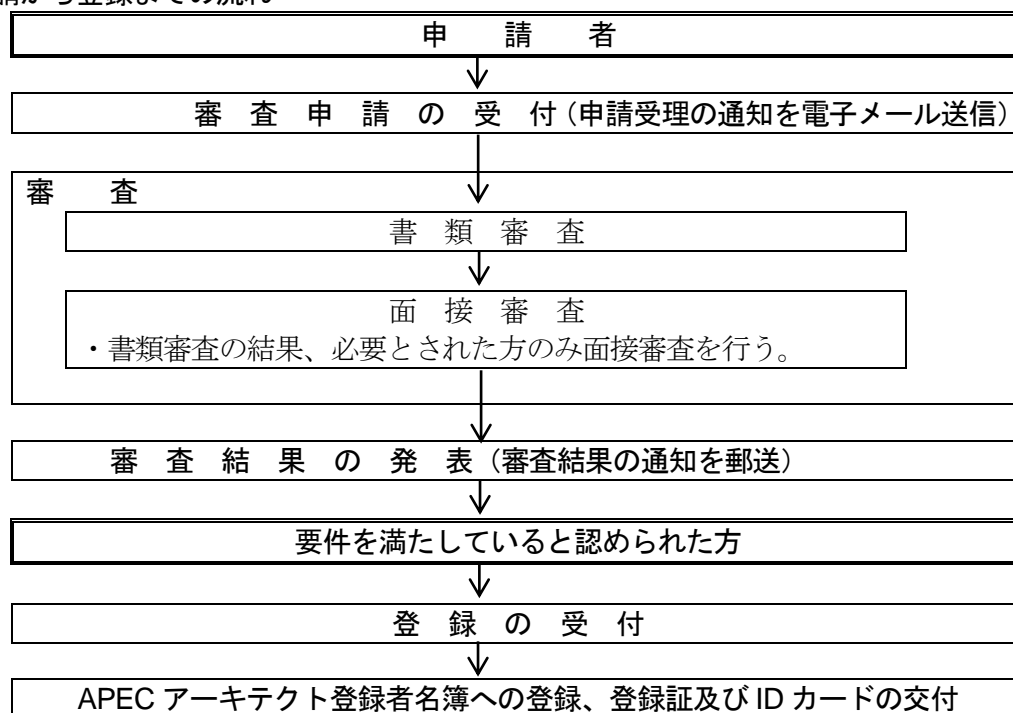
(5) 二国間取決めの活用状況

二国間取決めを活用して日本の APEC アーキテクトが外国のアーキテクトとして登録された事例としては、オーストラリアのニューサウスウェールズ州で登録された例があります。詳しくは、当センターホームページ*をご参照下さい。

※ <http://www.jaic.or.jp/international/apecarchitect-j/aa-dk/index.html>

§ 2. 新規の審査・登録

2-1. 申請から登録までの流れ



2-2. 対象

以下の方は、登録を受けることができませんので、注意して下さい。

- ・ 一級建築士でない方（免許の取消しを受けたために一級建築士として登録されていない方を含みます。）
- ・ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている方

また、建築構造設計又は建築設備設計の実務経験のみを有し、建築意匠・計画に関する設計の実務経験を有していない方は、登録の対象になりませんので、注意して下さい。

なお、申請書受付時点において、日本国籍以外の方は、日本において登録されている在留資格が「永住者（「入国管理及び難民認定法」に基づくものとする。）」である場合、又は日本における居住・業務経験がそれに相当するものと認められた場合については、日本をホームエコノミーとした APEC アーキテクト登録の対象となります。

2-3. 審査の内容(各エコノミー共通の要件と日本における審査内容との対応関係)

APEC アーキテクトになるための（各エコノミー共通の）要件を満たすことを確認するため、下記の事項を審査します。それぞれの審査の内容は、以下の通りです。

① 大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること。

- 様式1の記載内容（学歴等）に基づき審査します。
- 同等の者であることについては、一級建築士として登録されていることを確認します。

② 登録/免許前に合計2年間の実務経験を有していること

- 一級建築士として登録されていることを確認します。

③ アーキテクトとして登録されていること

- 一級建築士として登録されていることを確認します。

④-1 アーキテクトとして登録された後、7年以上の実務経験を有していること。

- 一級建築士として登録された後、予備調査・設計条件書作成（企画、敷地及び環境調査）、基本設計（基本設計（建築意匠・計画）、構造・設備との調整、建設費分析、関連法規調査）、実施設計（実施設計（建築意匠・計画）、設計図の作成、仕様書及び材料調査、設計図の点検と整備）及び契約図書管理（見積り、契約交渉、監理）の全ての業務内容を含む、7年以上**のアーキテクトとしての実務経験を有しているかどうかを審査します。また、実務経験の算入期限は、2021年4月30日までとなります。

（**同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。）

- 「予備調査・設計条件書作成」、「基本設計」、「実施設計」及び「契約図書管理」のいずれかの実務経験を欠いた場合、当該要件を満たしていることになりませんので、注意下さい。

④-2 うち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務経験が3年以上であること。

- 下記 a 又は b に該当する建築に関する業務内容に関して少なくとも3年間**の業務経験を有しているかどうかを審査します。

a. 中程度に複雑な建築物の基本設計、実施設計及び契約図書管理に関して単独で専門家としての責任を有する実務。

b. 他のアーキテクトと共同で行う複雑な建築物の基本設計、実施設計又は契約図書管理の重要な部分について担当し、専門家としての責任を有する実務。

（**同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。また、この3年間は上記要件の7年間の内数でなければなりません。）

- 「中程度に複雑な建築物」又は「複雑な建築物」について

以下の一.～四.に掲げる建築物の新築（増築、改築、建築物の修繕又は模様替に係る部分が以下に該当する場合も含む。ただし、耐震改修及び設備改修だけの場合は除き、かつ、確認申請が必要な程度の改修とする。また、改修工事については改修の程度がわかるように従前・従後の図面等を資料として添付すること。）をその判断基準といたします。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 四 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上の建築物

- 「複雑な建築物」について

例に掲げる建築物の新築等が、概ね相当すると考えられます。

例 複合用途の建築物、大規模な建築物、用途が商業施設、宿泊施設及び医療施設等である建築物、構造が高層、長大スパン、又はその他のユニークなもの

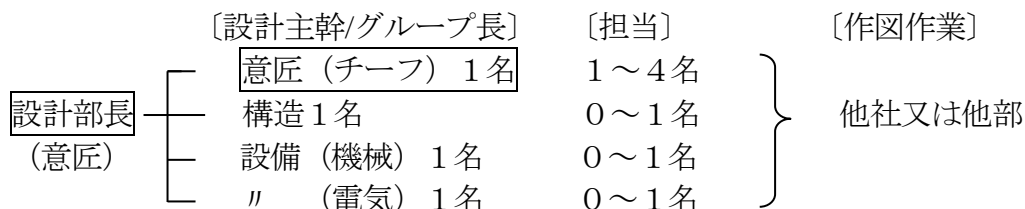
- 「専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務」について

- ・上記 a. の「中程度に複雑な建築物に関する実務」の場合
 - 1) 設計全体を統括する方。また、構造や設備に関する設計を他の設計協力者に任せたとしても、全体を統括し、設計に責任を有する実務をした場合には、対象とします。
 - 2) この場合、図面作成等における設計協力者は、実際に一部を任せたとしても、専門的な責任を有する実務をしたことにはならず、対象としません。
 - 3) あくまで1プロジェクトに対し、1名の代表設計者が相当するものとします。
- ・上記 b. の「他のアーキテクトと共同で行う複雑な建築物に関する実務」の場合
 - 1) 大規模なプロジェクトの場合、チームで設計を行うことになるが、次のような立場の方が専門的な責任を有する実務を行っているものとします。
 - i 設計全体を統括する方（統括責任者）。
 - ii 統括責任者を補佐する立場で、意匠計画を担当し、統括責任者と同様に設計全体を見ている方（企画、基本設計、デザインの分野のみを中心に担当し、統括責任者を補佐する方も含む）。
 - iii 大規模なプロジェクトで、棟別に設計を分担する場合などにおいて、一つの棟等の設計

を統括する方。その棟等の建築物自体の規模が大きく複雑な場合は、棟等の建築物の設計に関して、棟等設計統括者を補佐する立場で、意匠計画を担当し、棟等の設計全体を見ている方も含めます。

- 2) 設計の一部（外装デザイン、インテリアデザイン等の設計、設計図面の作成業務（ドラフト）など）を分担する方や、構造や設備に関する設計のみを分担する方は、原則として対象としません。

(例) 枠囲みした部分が、概ねb. の実務を行った方のイメージ



- ※ 審査申請時より遡った2年間に、専門家としての責任を有する立場での実務*を行っていない場合
* 「専門家としての責任を有する立場での実務」は上記『専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務』について」とおり。

新規審査申請時より遡った2年間*に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査申請時より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうかを審査します。(CPDについては別紙『APEC アーキテクト申請者/登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。)

- * 審査申請時より遡った2年間とは、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始前の2年間を言い、具体的な期間は、第17回新規審査の場合、2019年5月1日から2021年4月30日までとなります。

2-4. 審査方法

(書類審査)

申請者がAPECアーキテクトの要件等を満たすかどうかについて、申請者自身で作成しモニタリング委員会に提出した審査申請書をもとに審査を行います。

(面接審査)

書類審査の結果、面接が必要とされた方に対してのみ行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたします。(面接は、原則、東京で行います。)

2-5. 第17回の審査から登録までのスケジュール

2021年3月26日～	総合案内書(申請書様式を含む)の配布 (ホームページへの掲載)
2021年5月1日～6月30日	審査申請書の受付
2021年7月～9月下旬	モニタリング委員会による審査
2021年9月下旬	審査結果の発表、登録手続きの案内
2021年10月～11月	登録申請書の受付
2021年10月1日～2024年9月30日	登録期間(3年間)

2-6. 審査の申請

(1) 審査申請書の受付

受付期間：2021年5月1日（土）～6月30日（水）（締切日当日消印有効）

受付場所：日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
（公益財団法人建築技術教育普及センター（企画部））

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

申請方法：(2) に示す書類を角2封筒（A4サイズの用紙が入るもの）を使用し、**簡易書留郵便**により上記受付場所へ郵送で申請して下さい。（普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。）なお、2人以上の審査申請書の同封郵送及び直接持参はご遠慮下さい。

(2) 申請に必要な書類

① 審査申請書

（様式1）一般事項等

（様式2）7年（84ヶ月）間以上の実務経験

（様式3）3年（36ヶ月）間以上の専門家としての責任を有する立場での実務経験

（様式4）CPD実施記録

（様式5）CPD免除申請書

※ 様式4のCPD実施記録は、審査申請時より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のみ、提出が必要になります。CPDに関する詳細は、別紙『APECアーキテクト申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

※ 様式5のCPD免除申請書は、審査申請時より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のうち、CPDの免除の申請をする方のみ、提出が必要になります。詳細は、別紙『APECアーキテクト申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について「2.（5）CPDの免除」』をご覧ください。

※ 後述のWordファイルをA4サイズの用紙に出力し、提出して下さい。

※ 「審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項」をよく読んで記入して下さい。

② 様式4 CPD実施記録を入力したExcelファイル「CPD実施記録.xls」

当センターホームページからダウンロードしたExcelファイルに、申請者自身のCPD実施記録を作成した方は、そのファイルをCD-ROM又はUSBメモリに保存のうえ、提出して下さい。なお、提出するCD-ROM又はUSBメモリには氏名を記載したラベルを貼付して下さい。

※ Excelファイル「CPD実施記録.xls」は、審査申請時より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のみ、提出して下さい。

③ 写真（縦4.0cm×横3.0cm） 1枚

- ・ 無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真（カラーコピー不可）
- ・ 最近3ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 写真の裏面に氏名を記入し、審査申請書の様式1に貼付して下さい。

④ 振替払込請求書兼受領証のコピー（日附印が受付期間中のもの）

審査手数料（12,100円（うち、消費税額1,100円））をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、必ず個人別にゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証のコピーを書類と共に同封して下さい。なお、振替払込請求書兼受領証は審査手数料の返還が必要になった場合に使用していただきますので、申請者自身で適宜保管して下さい。（払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。）

なお、領収書につきましては、振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

- ⑤ **一級建築士の免許証若しくは免許証明書の写し**（各都道府県の建築士会で、最近2ヶ月以内に**原本照合**を受けたもの）**又は建築士登録証明書**（（公社）日本建築士会連合会で、最近2ヶ月以内に発行したもの）
※原本照合の手続きは有料です。詳しい手続きについては（公社）日本建築士会連合会又は各都道府県の単位士会にお問い合わせ下さい。
※建築士登録証明書の発行は有料です。詳しい手続き等については（公社）日本建築士会連合会のホームページ（<http://www.kenchikushikai.or.jp/>）をご確認下さい。

（注意）申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、モニタリング委員会より追加資料や修正書類の提出をお願いすることがありますが、締切日以降の審査期間中における申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については、返却には応じられません。

（3）審査申請書類等の配布

配布物：審査申請書（様式1～5）

配布方法：審査申請書（様式1～5）については、当センターホームページより Word ファイル（様式1～3,5）及びExcel ファイル（様式4）にてダウンロード出来ます。（パソコンの環境により、ホームページよりダウンロードが出来ない方には、郵送により配布いたします（切手500円分（速達郵便）を、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用宛名ラベル（横書き、8cm×4cm程度の大きさ）と共に同封し、封筒の宛先面に「APEC アーキテクト 総合案内書送付希望」と明記の上、公益財団法人建築技術教育普及センター企画部（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル）宛てにご請求下さい。）

2-7. 審査手数料

12,100 円（うち、消費税額 1,100 円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。なお、一旦収納した審査手数料については、審査に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

2-8. 申請を受理したことの通知

通知の時期：2021年7月中旬

申請に必要な書類を確認後、申請の受理及び整理番号の通知を、原則、現住所（自宅）メールアドレスに送信します。

2-9. 審査結果の発表

発表の時期：2021年9月下旬

審査の結果にかかわらず全員に通知書を郵送いたします。また、要件を満たしていると認められた方については、申請者の整理番号を当センターホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）に掲載する予定です。

審査結果に関する電話・文書等での問い合わせには、一切応じられません。

§ 3. 新規の登録手続き

3-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに登録手続きのご案内をいたしますので、速やかに登録手続きを行って下さい。また、下記の期間内に登録手続きを行わない場合、登録を受けることができず、APEC アーキテクトの称号を得ることができなくなります。下記の期間内に登録手続きを行わず、その後登録を受けようとする場合は、改めて審査申請の手続きを行うこととなりますのでご注意ください。

登録申請書の受付期間 2021年10月1日（金）～11月30日（火）（締切日消印有効）

3-2. 登録手数料

7,150円（うち、消費税額 650円）

3-3. 登録の有効期間

- ①登録の有効期間は3年間です。（有効期限は登録証及びIDカードに明記されます。）
- ②登録の有効期間満了前に、申請により審査を受け更新を認められた方は、更新の登録ができます。
- ③更新の登録の際に、一級建築士として免許の取り消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられておらず、さらに更新の登録の審査申請時より遡った3年間に72時間以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。ただし、更新の登録の際に、更新登録の審査申請時より遡った3年間に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査申請時より遡った3年間に108時間以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。
- ④登録の有効期限が満了したことにより登録が抹消された方（更新審査で要件を満たさないと判断された方又は更新審査の申請を行わなかった方）で、再び登録（再登録）を受けようとする方は、再登録の審査を申請することができます。この場合、再び登録されるまでの間は登録が失効します。詳細は、4-2をご覧ください。

CPDは継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、APEC アーキテクトとして登録を受けた後も、引き続きバランスよくCPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新審査申請に備えて下さい。

3-4. 登録証

登録者には、APEC アーキテクト登録証及びIDカードを交付いたします。

3-5. 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理するAPEC アーキテクト登録者名簿（以下、「登録簿」という。）に必要な事項（APEC アーキテクトの登録番号、氏名、勤務先、連絡先、主たる登録/免許を受けているエコノミーが「日本」であること、登録/免許を受けている他のエコノミーの名称及び他エコノミーのAPEC アーキテクトと共同で業務を行うことに関する希望の有無）が記載されます。当該登録簿は日本語及び英語表記でウェブサイトにおいて公表されます。予めご了承下さい。

3-6. 実務経験等のウェブサイトにおける公表

登録者のうち、希望する方については、審査申請の際に提出された3年の実務経験（様式3にて提出された実務経験）に関する基礎的なデータ及びプロジェクト（建築物）のデジタル画像を上記の登録簿とともにAPEC アーキテクトのウェブサイトにおいて公表いたします（希望により英語併記可）。申し込み方法及びウェブサイトに公表するデジタル画像等の提出方法等については、登録手続きのご案内とともにお知らせいたしますので、希望する方は登録手続きを行う際に、併せて必要な手続きを行って下さい。

(1) ウェブサイトに公表する内容

- ① APEC アーキテクトの登録番号、登録者の氏名、勤務先・電話番号 等
- ② 審査申請の際に提出された3年の実務経験（様式3にて提出されたプロジェクト1件）に関する以下の情報
 - ・プロジェクトの名称
 - ・用途
 - ・構造
 - ・規模（延べ床面積及び階数）
 - ・プロジェクトの特徴 等
- ③ 登録者の顔写真のデジタル画像及び②に対応するプロジェクト（建築物）のデジタル画像（2枚以内）

(2) デジタル画像の提出

デジタル画像をウェブサイトに公表するに当たり、適切なファイルサイズ等のデジタル画像の提出をお願いいたします。ファイルサイズ等は一定の条件を満たすものを登録者にて作成し、そのファイルをCD-ROM 又はUSB メモリに保存の上、提出していただきます。なお、ファイルサイズ等の条件は別途連絡いたします。（なお、提出いただいた資料の返送は致しかねますのでご了承下さい。）

(3) 上記②の情報の提出

様式3を作成した際に入力したWord ファイルをデジタル画像とともにCD-ROM 又はUSB メモリに保存の上、提出していただきます。なお、ウェブサイト上での公表にあたり、クライアント等の都合により、一部の情報を削除する必要がある場合は、登録簿の登録手続きを行う際の申し込みにおいて、その旨お知らせ下さい。（なお、提出いただいた資料の返送は致しかねますのでご了承下さい。）

§ 4. 更新の登録

4-1. 更新登録のための審査方法

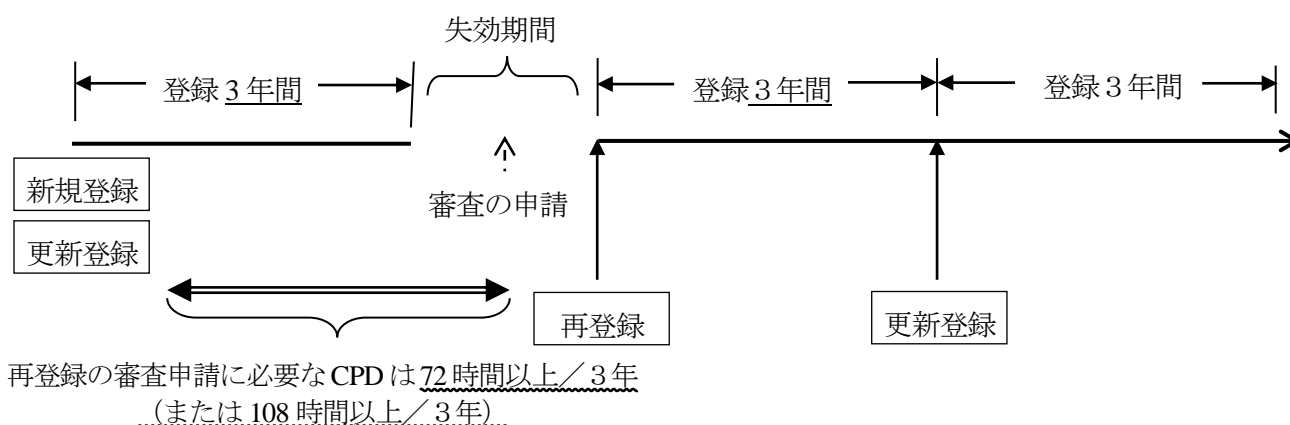
APEC アーキテクトの登録の有効期間は3年間です。このため、APEC アーキテクトであり続けるためには、登録を更新する必要があります。具体的には、更新の登録の際に、一級建築士として免許の取消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられていないことを確認するとともに、更新登録の審査申請時より遡った3年間に72時間以上（更新登録の審査申請時より遡った3年間に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査申請時より遡った3年間に108時間以上）のCPDが実施されているかどうかの審査を受け、当該要件を満たしていると認められた後、更新の登録を行うことになります。

なお、上記の申請のうち、CPDに関する申請については、インターネットを使用した「CPD 情報システム」を利用させていただきます。このため、2020年度新規登録者については、2023年5～6月（予定）の更新の登録申請を待つことなく、「CPD 情報システム」を利用して随時、2020年5月1日から2023年4月30日までに実施されたCPDを申請していただくことになります。

更新の登録のための審査及び登録手続きに関する詳細（「CPD 情報システム」を利用した申請の方法を含む。）は、登録者に対して別途ご案内いたします。

4-2. 再登録

登録が失効した方で再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査申請時より遡った3年間にCPD時間数が72時間（108時間）を満たすことによって再度登録することができます。この場合の手続きは通常の更新審査申請と同様になります。



4-3. 更新の登録

審査の結果、更新の登録を認められた方については、新たなAPEC アーキテクト登録証及びIDカードを交付いたします。

§ 5. 継続的な専門能力開発について

APEC アーキテクトであり続けるための要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

APEC アーキテクトの登録の更新の際には、有効期間満了までの CPD*実施状況について審査が必要になります。具体的には「APEC アーキテクト登録の更新審査申請時より遡った3年間に72時間以上のCPDを実施していること」を確認することになります。

*継続的な専門能力開発のこと。 Continuing Professional Development.

ただし、更新登録の審査申請時より遡った3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、「更新審査申請時より遡った3年間に108時間以上のCPDを実施していること」を確認します。(なお、海外在住者については、必修とするCPD分野(「関連分野」以外のCPD)の時間に対して、一部免除があります。)

APEC アーキテクトの登録の更新を希望する方は、適宜CPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新申請に備えて下さい。

CPDに関する詳細は、別紙『APEC アーキテクト申請者/登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

§ 6. 監査・制裁措置等

モニタリング委員会は登録者に対し、監査を行うことがあります。具体的には、登録者が審査申請書や登録申請書において虚偽の記載をしていなかったか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、登録者に問合わせを行ったり、必要書類の提出を求めたり、第三者への確認等を行うこととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁措置を行うことがあります。

§ 7. 問合わせ先

審査・登録に関する問合わせ

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
(公益財団法人建築技術教育普及センター企画部)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話 03(6261)3310 (代表)

URL <https://www.jaeic.or.jp/>